

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		4,600	t-CO ₂
① （温を除く 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 排 算 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		4,600

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 令和9年度	
			目標排出量	目標削減率
温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂	t-CO ₂	%

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 令和9年度	
			目標排出量	目標削減率
原単位当たりの 排出量	8.138	t-CO ₂ / t	7.894 / t	3.0 %

（2）目標設定の考え方

原単位当たりの排出量を1年間に1%ずつ、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の推進：冷暖房設備運転の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・空調用冷凍機を高効率のタイプに更新する。 ・空調機の最適運転を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調用冷凍機の更新 ・最適運転の実施
省エネルギー・省資源の推進：圧縮空気設備運転の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮空気不要時には装置を停止する。 ・配管からの漏れの軽減に努める。 ・高効率コンプレッサに更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・不要時装置停止の徹底 ・エアリーク調査の実施 ・設備を更新する
省エネルギー・省資源の推進：OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・離席時、パソコンはスリープ機能を活用する。 ・コピー機などの機器は使用時以外、節電モードにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スリープ機能活用の徹底 ・使用時以外は節電モードの徹底
省エネルギー・省資源の推進：照明	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯のLED化。 ・不要時の消灯を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内の誘導灯をLEDタイプへ交換、更新する。 ・不要時消灯の徹底
省エネルギー・省資源の推進：ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検等で燃焼状態をチェックし省エネと機器最適運転を考慮した空気比に調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空気比の調整
工場等の製造工程における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・生産効率やエネルギー効率が良い、設備へ更新の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備を更新する

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	28 %

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

太陽光発電設備で発電された電気は厚生棟にて使用する。

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

なし

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・廃棄物量の削減
- ・両面コピー、裏紙利用等による紙利用の量の削減。
- ・従業員への定期的な環境教育の実施。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・定時退社に努める。